

飲料用自動販売機の設置場所の貸付けについて、一般競争入札を執行しますので秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号）第8条の規定により公告します。

令和6年12月16日

秦野市副市長 石原 学

1 貸付物件

（物件番号 財－1）

所在	秦野市桜町一丁目3番2号
設置場所	秦野市役所本庁舎3階
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	1台
貸付区分	建物
貸付面積	1.2㎡

（物件番号 財－2）

所在	秦野市桜町一丁目3番2号
設置場所	秦野市役所本庁舎屋上階
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	1台
貸付区分	建物
貸付面積	1.2㎡

（物件番号 財－3）

所在	秦野市桜町一丁目1番34号
設置場所	秦野市役所東庁舎東側（屋外）
設置機種	災害救援ベンダー
設置台数	1台
貸付区分	土地
貸付面積	1.2㎡

- ※ 自動販売機の設置台数は、貸付場所ごとに各1台とする。
- ※ 貸付面積は概算であり、転倒防止器具、放熱スペース及び容器回収箱の設置に必要な面積とする。
- ※ 施設の概要及び詳細な貸付場所については、別紙「物件個別明細書」及び「貸付場所位置図」を参照すること。
- ※ 貸付場所を確認する場合は、施設管理者へ事前に連絡すること。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準（平成21年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務において、法令等を遵守し、自ら管理し、及び運営する3年以上の実績を有していること。
- (4) 個人の場合は本市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有していること。
- (5) 国税及び秦野市税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は団体に属している者でないこと。
- (8) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条に違反した者でないこと。

3 契約に当たっての主な条件

(1) 契約の内容

地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第2項第4号の規定に基づき本市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付けする方法により行う。

(2) 貸付期間

貸付期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とし、契約更新は行わない。

(3) 貸付料

ア 物件番号 財-1、財-2

貸付料は、自動販売機の税込売上金額（「おいしい秦野の水」の売上を除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（1円未満切捨て）に対

して、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする（建物の貸付けは課税取引に該当するため。）。なお、貸付料は、各月毎の売上金額をもとに上記方式により算定するものとする。

イ 物件番号 財－３

貸付料は、自動販売機の税込売上金額（「おいしい秦野の水」の売上を除く。）に貸付料率の割合を乗じて得た金額（１円未満切捨て）とする（土地の貸付けは非課税取引に該当するため。）。なお、貸付料は、各月毎の売上金額をもとに上記方式により算定するものとする。

(4) 業者の決定方法

本市が設定する最低貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置事業者として決定する。

(5) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期最終月の翌月１５日までに報告書を本市に提出することとし、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を本市が指定する期日までに支払うものとする。なお、各月ごとの合計売上本数及び合計売上金額並びに「おいしい秦野の水」の合計売上本数及び合計売上金額についても報告すること。

(6) 費用負担区分

ア 自動販売機等の設置経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は、全て設置事業者の負担とする。

イ 電気料

設置事業者は、電力使用量計測用子メーター（以下「子メーター」という。）を自らの負担で設置し、貸付料とは別に、本市が算定した電気料について、指定する期日までに納入すること。

なお、電気料の算定に当たっては、自動販売機が設置されている建物等の全体の電気料等を子メーターで計測された電力量に基づき、按分するものとする。

また、子メーターの設置に当たっては、計量法（平成４年法律第５１条）に基づき、検定満了期間を超過しないよう留意し、必要に応じて、設置事業者自らの負担で交換を行うこと。

(7) 違約金の算定方法

設置業者の責めに帰すべき事由により、賃貸借期間の契約履行ができなくなったときには、本市が算定した違約金について、指定する期日までに納入すること。（算定式：違約金＝現年度月平均売上金額（税込）×落札

時貸付料率×0.1×契約不履行月数)

なお、契約不履行月数とは、契約履行ができなくなった日の属する月から契約満了月までの期間を指す。ただし、契約履行開始から1か月に満たない期間に契約履行ができなくなった場合には、前年度契約していた自販機の月平均貸付金額を参照して算定を行う。（算定式：違約金＝前年度月平均貸付金額（税込）×0.1×36月）

(8) 自動販売機の仕様

次の条件のいずれも満たすものとする。

ア デザイン

市施設の内外装と調和するデザインとすること。

イ 災害救援ベンダー

災害発生時に貸付人が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供する機能を有すること。

ウ 販売品目

(ア) 販売品目は、缶、ビン及びペットボトルなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

(イ) 「おいしい秦野の水～丹沢の雫～」を販売品目に入れること。

(ウ) 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

(エ) 物件番号財-3については、5品目を上限とし、食品を販売することも可とする。

エ 利用者への配慮

(ア) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

(イ) クレジットカード若しくは交通系ICカードを含む電子マネー又はその両方が使用できること。

オ 環境対策

貸付物件が自治体の公共施設内にあることを考慮し、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

カ 安全対策

日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自動販売機備付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。

キ 防犯対策

偽造通貨の使用による犯罪の防止に努めるとともに、屋内の設置であっても「自動販売機堅牢基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(9) 維持管理

- ア 商品の補充、賞味期限の確認及び金銭の確認（つり銭の補充を含む。）などの自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。
- イ 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済み容器等は設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ったうえ、周辺の清掃をすること。
- ウ 商品の搬入や廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- エ 関係の法令及び条例を遵守するとともに、本市等関係機関への届出や検査等が必要な場合は、遅延なく手続等を行うこと。
- オ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置するとともに、設置後においても定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- カ 自動販売機設置に伴う事故については、秦野市の責めに帰する場合は除き、設置事業者がその費用と責任において解決すること。
- キ 自動販売機の故障や問合せについては連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ク 自動販売機に係る盗難等により、商品及び設置機器が汚損又は損傷したときは、設置事業者の責任において対応すること。
- ケ 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

(10) 使用上の制限

- ア 貸付物件を自動販売機の設置以外の目的に使用しないこと。
- イ 本市の承諾を得ないで貸付物件の賃借権を譲渡し、又は貸付物件を転貸しないこと。

(11) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、本市が指定する期日までに設置事業者の費用負担により原状回復すること。

(12) 貸付契約の取消し

貸付期間内であっても、その設置場所を本市において使用する必要が生じたとき又は設置条件に違反する行為が認められるときは、貸付契約を取り消すことができる。

4 申請方法等

(1) 受付期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月10日（金）までの
午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(2) 提出場所

秦野市桜町一丁目3番2号

秦野市役所 本庁舎5階 総務部財産管理課

※ 書類を直接持参又は一般書留若しくは簡易書留による郵送により、
提出してください。

(3) 提出書類

ア 入札参加申請書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 証明書（発効日から3か月以内のもの）

(ア) 個人の場合

身分証明書

(イ) 法人の場合

登録事項証明書（現在事項証明書又代表者事項証明書）

エ 国税、秦野市税の滞納がない証明書（いずれも発行から3か月以内）

オ 過去3年以内に自ら管理運営する飲料の自動販売機を設置した実績を
証する使用許可書又は契約書の写し

カ 自動販売機の設置実績報告書（第3号様式）

キ 設置を予定している自動販売機の仕様が分かる書類（カタログでも可）

(4) 質問書及び回答について

ア 質問期間

令和7年1月10日（金）から同年1月15日（水）まで

イ 質問提出方法

質問書（第4号様式）を4（2）に記載の場所に持参するか、郵送、
FAX又は電子メールでの送付とする。

ウ 質問者への回答

質問者に対し、メールにて回答する。なお、必要に応じてその他の入
札参加希望者に対しても、質問回答内容をメールにてお知らせすること
とする。

5 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和7年1

月 17 日（金）までに、入札参加希望者に結果を書面（第 5 号様式）で通知する。なお、参加者資格のある方に対しては、入札書（第 6 - 2 号様式）及び入札参加に当たっての留意事項を送付する。

また、結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消すことができる。

6 入札（郵送）、開札の日時及び場所

(1) 入札書（郵送）の提出

入札書（第 6 - 2 号様式）に必要事項及び入札金額等を記載のうえ、入札用封筒の記載例（記載例 1）のとおり同封し、入札書の入った封筒の封入の仕方（記載例 2）により、一般書留又は簡易書留による「局留め」郵便で、令和 7 年 1 月 26 日（日）までに秦野郵便局留で届くよう郵送してください。

※ 入札書（第 6 - 2 号様式）には、必要事項及び貸付料率をパーセント（小数点第 2 位まで）で記載する。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合とする。

(2) 開札日時

令和 7 年 1 月 27 日（月）午前 11 時から開札する。

落札者には電話又は F A X 等でお知らせする。

(3) 開札場所

秦野市役所 本庁舎 5 階 5 A 会議室

(4) 開札の立会いについて

立会いを希望する場合は、事前に財産管理課まで連絡をすること。

なお、立会いについては、代表者以外でも差支えはなく、委任状も不要とするが、本人確認のできるもの（運転免許証等）を提示すること。

また、立会いの希望がない場合については、入札事務に関係の無い市職員が立会い、開札を執行する。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格を有しない者のした入札

イ 所定の日時までの所定の場所に持参しない入札

ウ 入札に際して談合等による不正行為があった入札

エ 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

- オ 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- カ 記名及び押印のない入札
- キ 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- ク 入札書の料率の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- ケ 最低料率未満の入札
- コ その他入札条件に違反した入札

(7) 落札者の決定

最低貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札したものを落札者とする。

(8) 再入札

最初の入札において落札者がいないときは、1回に限り再度の入札を行い、その際は、財産管理課から別途連絡する。

ただし、最初の入札に参加しなかった者及び失格又は無効となった者は参加できない。

(9) くじによる落札者の決定

落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。その際は、財産管理課から対象者へ、くじ引きの実施日について別途連絡する。

(10) 入札結果の公表

入札の結果については、落札者名、落札料率及び入札参加者数を秦野市ホームページ等で公表する。

7 契約の締結

(1) 貸付契約の締結

契約の締結は、落札決定の日から起算して7日以内に行う。この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効とする。

なお、貸付契約書（案）は、別紙のとおりとする。

(2) 契約に係る経費負担

本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

(3) 契約保証金

免除する。

8 その他

(1) 資格確認資料のヒアリングは実施しません。ただし、記載内容が不明確

で入札参加資格を確認できない場合は、説明を求め、又は実態調査を行うことがあります。

- (2) 提出された資格確認資料は、返却しません。
- (3) 提出された資格確認資料を公表し、又は無断で他の目的に使用しません。
- (4) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合でも契約内容を引き継ぐものとする。
- (5) 入札参加資格を有すると認められた者が2者に満たないとき、入札を公正に執行することが困難と認められるとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を延期し、又は中止することがあります。この場合において、入札参加資格を有する者は、異議を申し立てること及び入札に要した費用を本市に請求することはできません。

9 入札に関する問合せ先

秦野市役所 総務部 財産管理課 財産管理担当

郵便番号 257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-82-5124

FAX 0463-84-5235

電子メール zaisan@city.hadano.kanagwa.jp